

犬及びねこの譲渡	捕獲された犬や、引き取られた犬及びねこを、新たな飼い主へ譲渡すること。
犬及びねこの仲介	譲渡しを希望する者の飼養する犬及びねこを一時的に預かり、譲受けを希望する者と引き合わせ、譲渡の仲立ちをすること。
犬及びねこの引取り	やむを得ない事情で飼えなくなった犬及びねこを、動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項、第 2 項に基づき引き取ること。
犬の登録	生後 91 日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法第 4 条第 1 項に基づき、市町村長の登録を受けさせなければならない。また、犬の飼い主は、登録により交付される鑑札を、犬に着けておかなければならない。
ウエストナイル熱	ウエストナイルウイルスによる感染症の一種である。ウイルスに感染したイエカやヤブカなどに刺されることで感染する。
Q 熱	コクシエラ菌に感染している家畜やペットの糞便、乳、卵などを通じて感染する動物由来感染症。ほぼ全世界で発生が見られる。
狂犬病	狂犬病ウイルスを病原体とするウイルス性の動物由来感染症であり、人を含めたすべてのほ乳類が罹患する。発病後の死亡率はほぼ 100%で、治療法はない。
狂犬病予防対策連絡会議	平成 18 年 1 1 月に、県、市町村、関係機関等を構成員として設置された会議であり、連携して狂犬病予防を行う。
狂犬病予防注射	犬の飼い主は、その飼い犬に、狂犬病予防法第 5 条第 1 項に基づき、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせなければならない。また、注射済票を犬に着けておかなければならない。
狂犬病予防法	昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号。狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。

終生飼養	動物の生涯が終わるまで、責任を持って飼養すること。
所有明示（個体識別）措置	所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置。鑑札、迷子札及びマイクロチップ等によるものが挙げられる。
腎症候性出血熱	ハンタウイルス属のウイルス感染を原因とする動物由来感染症。げっ歯類の排泄物の飛沫あるいは咬傷によりヒトへの感染が成立する。ヒトでの症状は発熱、頭痛、腎不全、皮下および臓器における出血。
多頭飼育	ひとつの家庭で、一頭ではなく複数の動物を一緒に飼うこと。
地域ねこ活動	のらねこが多く、不衛生である等、のらねこが問題化している地区において、地域住民総意の下、市町村及び動物愛護団体等の協力を得て、地域でのらねこの世話をしている活動。基本的には、全てののらねこに不妊・去勢手術を行い、1代に限り飼養することをいう。
ツツガムシ病	ツツガムシリケッチアの感染によって引き起こされる、動物由来感染症のひとつであり、野ネズミなどに寄生するダニの一群であるツツガムシが媒介する。
動物愛護管理員	動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員であり、獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。
動物愛護協議会	県では、動物の愛護と適正な飼養について普及啓発し、動物愛護推進員の活動支援等に関し必要な協議を行い、動物愛護行政の推進を図るため、平成15年に協議会を設置した。
動物愛護推進員	地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。県では、平成15年から、推進員を委嘱し、県民の動物愛護管理についての理解を深める等の活動していただいている。
動物取扱業	動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを業として行うこと。動物取扱業を営む者は、知事（富山市においては、富山市長）の登録を受けている必要がある。 また、登録に際しては、事業所ごとに動物取扱責任者を置き、施設基準等を満たさなければならない。

動物取扱責任者	動物取扱業を営む事業所ごとに選任された、当該事業所に係る業務を適正に実施するための責任者。動物の愛護及び管理に関する法律に定める動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講しなければならない。
動物取扱責任者研修	都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修。
動物の愛護及び管理に関する法律	昭和48年10月1日法律第105号。動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする法律。
動物由来感染症	動物から人に感染する病気の総称。「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」とも言う。
特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシ等人的生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令で約650種が選定されている。
負傷動物の収容	疾病、負傷若しくは死亡した動物を、県及び富山市が収容すること。なお、動物の死体については、各市町村に委任している。
放浪犬の捕獲	登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は狂犬病予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬を、狂犬病予防法第6条第1項に基づき、捕獲すること。または、係留されていない犬を、犬の危害防止条例に基づき、捕獲すること。
マイクロチップ	動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。15桁のID番号が記録されており、リーダーで読み込むことで識別する。特定動物には原則としてマイクロチップの埋め込みが義務づけられている。また、犬やねこ等のペットにも、利用可能である。
ライム病	ノネズミやシカ、野鳥などを保菌動物とし、マダニに媒介される細菌の一種、ボレリアの感染によって引き起こされる動物由来感染症のひとつ。